

ストップ・リニア！訴訟中間判決期日は 12月1日（火）に決まる

ストップ・リニア！訴訟の中間判決について、当初予定だった3月30日の開催が新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して延期されていましたが、9月2日、東京地方裁判所から原告側弁護団に対し、12月1日（火）午前11時から東京地裁103号法廷で行うという通知がありました。

弁護団はこれを了承しましたが、傍聴席の入廷人数の制限等については10月に弁護団に連絡するという事です。

傍聴席の人数については連絡があり次第お知らせします。

3月30日の期日が延期されて以降、リニア新幹線を取り巻く社会の状況は一変しました。前の裁判長の判決を読むだけとされていますが、新裁判長も読むだけでなく、中間判決について熟慮して判決を示すよう求めます。

2020年9月2日

ストップ・リニア！訴訟原告団